

韓半島植民地支配の不法性（その5）

——強制労働条約による鉱山地下強制労働禁止と長生炭鉱問題をめぐって

戸 塚 悦 朗*

（56-1 目次）

韓半島植民地支配の不法性（その1）——2018年韓国大法院判決と2023年日韓首脳会談

第1. なぜ、2023年日韓首脳会談は、強制動員問題を解決できなかったのか？

1. 2018年10月韓国大法院判決は日韓和解の好機だった
2. 2023年3月16日韓首脳は、何を合意したのか
3. 2023年3月16日の日韓首脳会談をどう評価するか

第2. 植民地支配の歴史的事実に光をあてる方法はあるか？

（56-2 目次）

韓半島植民地支配の不法性（その2）——安重植はなぜ伊藤博文を撃ったのか？——その歴史的事実の検討

第3. 安重植はなぜ伊藤博文を撃ったのか？その歴史的事実の検討

1. 事件に至る歴史的背景
2. 伊藤博文公爵は1905年11月17日に大韓帝国に対して何をしたのか？

（56-3 目次）

韓半島植民地支配の不法性（その3）——日韓旧条約の国際法上の効力と安重根義軍参謀中将裁判の不法性の検討

第4. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性の検討

1. 安重根義軍参謀中将がハルビンで伊藤博文公爵を射殺
2. 安重根義軍参謀中将が伊藤博文公爵を撃った動機
3. 倉知鉄吉政務局長の旅順での活動

* とつかえつろう 元法学科大学院教授

4. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性
- 第5. 日韓旧条約の国際法上の効力の検討
 1. 1905年11月17日付日韓協約の不法性
 2. 1963年国連ILC総会宛て報告書
 3. 「1905年11月17日付日韓協約は不存在」という発見
 4. 1905年11月17日付「日韓協約」は条約として不成立
- 第6. 結論
 1. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性についての結論
 2. 韓半島植民地支配の不法性についての結論

(56-4 目次)

- 韓半島植民地支配の不法性（その4）——1904年1月21日大韓帝国中立宣言と「不法強占」
- 第7. 歴史と法
 - 第8. 1904年1月21日大韓帝国局外中立宣言と戦時国際法
 - 第9. 朝鮮及び大韓帝国の局外中立は合理的な政策だった
 - 第10. 大韓帝国の1904年1月21日局外中立宣言と「不法強占」

第11 日本政府には長生炭鉱の遺骨搜索・返還義務がないのか？¹

1. 鉱山地下強制労働禁止条項

ILO29号強制労働条約【資料2】²には以下のような重要な条文があるが、十分な研究がなされてこなかった。

第二十一条

強制労働ハ鉱山ニ於ケル地下労働ノ為使用セラルルコトヲ得ズ

1 戸塚悦朗「強制労働条約による鉱山地下労働の禁止と長生炭鉱水非常事件をめぐる——日本政府には遺骨搜索・返還義務がないのか？——」日韓弁護士会意見交換（Zoom会議、2025年5月2日）。

2 強制労働条約（ILO29号条約）

<http://hrlibrary.umn.edu/japanese/Jilo29.html> 2025年4月11日閲覧。

鉱山での地下労働のために強制労働をさせることは、戦前から国際条約によって禁止されていた。しかし、このことは案外知られていなかった。

ところで、大日本帝国は、国際連盟の常任理事国として批准を約束していたのに、奴隷条約（1926年）を批准しなかった。しかし、1930年にILO（国際労働機関）によって採択された強制労働条約（ILO29号条約）を早くも1932年に批准していた。戦時中もこの条約を廃棄しなかった³ので、日本は、批准以降今日までこの条約に法的に拘束され続けてきたのである。

奴隷と共に国際犯罪とされた強制労働は、刑事罰を加えるなどして、廃止されなければならなかった。特に、鉱山の地下労働に強制労働を使うことは禁止されていたのである。ところが、これらの定めを大日本帝国は全く無視した。

そのため、大日本帝国による植民地支配「不法強占」下の韓半島から膨大な人々が日本内地に強制連行され、鉱山における地下労働に動員され、強制労働条約（ILO29号条約）違反の犯罪被害者とされたのである。

鉱山の地下労働のために強制労働を使用することには前記した禁止規定（21条）があり、長生炭鉱水非常事件は、この禁止違反の犯罪の典型例と言える。

それにもかかわらず、これまで十分な法的研究もなされず、長い間公的な真相究明もなされてこなかった。実に嘆かわしいことであるが、本論文執筆時である2025年の今も、日本政府はその責任を認めていず、犯罪捜査

3 この条約の廃棄については、以下の定めがある。

第三十条

1 本条約ヲ批准シタル締盟国ハ本条約ノ最初ノ効力発生ノ日より十年ノ期間満了後ニ於テ国際労働事務局長宛登録ノ為ニスル通告ニ依リ之ヲ廃棄スルコトヲ得右ノ廃棄ハ該事務局ニ登録アリタル日ノ後一年間ハ其ノ効力ヲ生ゼズ

2 本条約ヲ批准シタル各締盟国ニシテ前項ニ掲グル十年ノ期間満了後一年以内ニ本条ニ定ムル廃棄ノ権利ヲ行使セザルモノハ更ニ五年間拘束ヲ受クベク又爾後各五年ノ期間満了毎ニ本条ニ定ムル条件ニ依リ本条約ヲ廃棄スルコトヲ得

もしていない。

それどころか、驚くべきことに、国による被害者の遺骨搜索の努力さえ全くされてこなかった。長い間市民団体がこの事件を歴史に刻もうと努力してきたのに、筆者はこの事件について法的研究をすることがなかったことを反省している。

筆者は、1992年以来日本による強制労働条約違反の諸問題について研究を重ねてきた⁴。その成果を長生炭鉱水非常事件の真相究明と遺骨の搜索のために役立てることができないだろうか？この事件に国際法の視点から光をあてることで何ができるだろうか。そのことによって、この事件の遺骨収集・真相究明の推進を後押しするだけでなく、日本の植民地支配の法的責任の一端を浮き彫りにすることができるのではないだろうか。

2. 長生炭鉱の水非常事件

この「長生炭鉱の水非常事件」は、日本のメディアによって最近大きく注目されるようになった⁵。その一例を紹介してみよう。

4 戸塚悦朗『ILOとジェンダー』日本評論社2006年は、著者の博士論文（立命館大学、国際関係論）であるが、韓国語版はない。

5 ①2025年2月1日朝日新聞（朝刊35面）は、「遺骨を求め 海中調査再開 戦時中に朝鮮出身者ら犠牲 山口の炭鉱」と詳しく報道している。②NHK山口 NEWSWEB「長生炭鉱水没事故83年で追悼式 遺骨探す潜水調査も 宇部」2025年2月1日18時09分。③山口朝日放送「宇部市の長生炭鉱で遺骨収集へ 3日間の潜水調査始まる」2025年1月31日。④毎日新聞「山口・長生炭鉱で2回目の潜水遺骨調査 戦時中の事故で183人犠牲」2025年1月31日。⑤中国新聞「長生炭鉱 潜水調査始まる 宇部 坑口からは2回目 遺骨の回収目指す」2025年2月1日。⑥読売オンライン「海の下に掘り進めた長生炭鉱、水没事故の犠牲者183人は今も取り残されたまま」2025年2月2日14:00。⑦赤旗電子版「遺骨収容 国の責任で 長生炭鉱事故追悼 小池書記局長ら参加」2025年2月2日。⑧時事通信 社会部JIJL.com「戦後80年、183人眠る水没炭鉱 遺骨収集へ、31日再調査——7割超が朝鮮半島出身・山口」2025年1月27日07時02分。⑨TBS NEWS DIG「2日目も遺骨は発見されず 海底炭鉱の水没事故の犠牲者悼む83年目の追悼式 坑道内の潜水調査 山口県宇部市」2025年2月1日17:〃

2025年2月1日朝日新聞（青瀬健、高絢実、北野隆一）は、「遺骨を求め 海中調査再開 戦時中に朝鮮出身者ら犠牲 山口の炭鉱」と以下のよう
に報道している。事件は、83年前の1942年2月3日に起きた。宇部の海
底炭鉱の坑内の天井が崩れ、海水が流入し、多数の朝鮮出身者らを含め
183名が犠牲になった。

坑口を見つけ、潜水調査に取り組んでいるのは、「長生炭鉱の水非常を
歴史に刻む会」（刻む会）という市民団体である。1月31日に市民有志の
水中探検家の伊佐治佳孝氏が坑口から海中に潜って調査したが、遺骨を発
見するには至らなかった。

問題は、日本政府が遺骨の搜索収集のための努力を全くしてこなかった
ことだ。

このような国の姿勢には法的問題がないのだろうか？これが本論文の主
題である。

3. 日本政府の不作为には問題がないのか？

前記朝日新聞の記事は、「国は慎重姿勢 制度の壁も」と以下のように
述べている。

調査には制度の「壁」も立ちはだかる。2016年に成立した戦没
者遺骨収集推進法では遺骨収集の対象は「大戦によって死亡した我
が国の戦没者」だ。…福岡厚労相は「(戦没者に) 長生炭鉱の労働者
は該当しない」と答え、同法の遺骨収集の対象にならないとした。

一方、国は戦中・戦後に日本で亡くなった朝鮮人労働者の遺骨につ

ㄨ 23。㉑東京新聞「「父がずっと冷たい水の中に…」183人の遺骨が眠る海底炭鉱
日韓遺族の願いを背に、再びダイバーは潜った」2025年2月4日06時00分。㉒
長崎新聞「海底炭鉱事故で遺族追悼、山口 式典後に潜水調査」2025年2月1
日 [18:28] など多数。

いて、厚労省職業安定局に「人道調査室」を設け、調査。16年11月までに計237回の実地調査をし、遺骨1018柱を確認した。毎年度の予算は、1千万～1400万円だが、23年度に実際に使われた額は約1万8千円。国は予算について「返還できるようになった際の一時保管費や交通費などの諸経費」と説明する。市民団体側は予算を長生炭鉱の調査に使うように求めている。

つまり、日本政府は、国には遺骨収集責任について法的な根拠がない、だから何もしないということなのだろうか？日本法の不備が国の不作為の根拠として乱用されているように見える。

問題の焦点には、被害者の遺骨の搜索・収集にも、事件の真相究明にも、日本政府が全く何の努力もしてこなかったことにある。そんなに無責任な姿勢を取り続けていてよいのだろうか？

問題は、この事件が強制労働条約違反であることを指摘する研究も報道もないことではないのだろうか？

もし仮に、長生炭鉱水非常事件に関連して強制労働条約違反があったとすれば、このような政府の不作為の姿勢は維持できるだろうか？政府は、強制労働をさせたのは民間の炭鉱であって、大日本帝国政府が強制労働をさせたわけではないから責任はないと考えているのだろうか？

① 強制労働だったのだろうか？

前記第二十一条の違反があったのかどうかを検討するために、論理的に検討を進めて行きたい。

事件が起きたのは、1942年だったから、日本が強制労働条約を批准した1932年よりも後のことだった。奴隷の禁止については、日本は奴隷条約を（龍法 '25）58-2, 118（514）

批准していないが、強制労働条約については「批准していない」というような言い訳は通用しない。当然この長生炭鉱水非常事件には、同条約の適用がある。1932年以来、強制労働条約は、日本をずっと法的に拘束し続け、今日に至っている。

長生炭鉱では、被害者たちが鉱山で地下労働をさせられていた。そのことは、日本政府も争わないだろう。

それでは、長生炭鉱の労働者は、強制労働をさせられていたのだろうか？⁶

まず、はじめに、強制労働とはなにか？が法的な問題となる。その定義について、強制労働条約は、次のように定めている。

第二条

1 本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者が自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ

長生炭鉱は、炭鉱という鉱山で地下労働を強制したのではないか？

さて、1942年と言うから、この事件は今から83年も前に起きた。だから、労働者の処遇などについて事実関係を調査するのは容易ではない。

これまで、この事件については、市民団体である「長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会」（刻む会）⁷が長年地道な調査を継続してきた。強制労働に関する貴重な調査結果は、刻む会の会報⁸に報告されている。その「刻む

6 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社1965年（214-215頁）は、宇部炭鉱を取り上げているが、朴氏の調査の最後にあたり、まだ十分な研究が進んでいなかった。

7 長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会—— chouseitankouページ！ <https://www.chouseitankou.com/> 2025年2月24日閲覧。

8 刻む会たより—— chouseitankouページ！

➤

会」会報を渉猟するうちに、決定的な強制労働の証拠⁹が掲載されていることがわかった。事件直前に犠牲者のひとりである金元達さんが家に送った手紙を遺族が保存していたのだ。奇跡的に生き残ったこの手紙から、真相究明が可能になったのである。

水非常で死亡した犠牲者が、拘禁されていて、逃げるができなかったこと、もし逃げようとすれば暴力を受ける状態だったことが赤裸々に述べられていた。この犠牲者からの手紙を【資料1】¹⁰として引用させていただいた。「刻む会」のHPによると、金元達さんは、犠牲となった136名の朝鮮人労働者の一人だったという。

この手紙からわかることは、被害者たちは、長生炭鉱で宿舎に拘禁されていて、警備も厳しくて逃げるができない状態で、意に反して長生炭鉱で地下労働をさせられていたことである。

実は、ILOによれば、強制労働の強制の要件としては、このような典型的なまでの強度の強制を証明する必要はない。前掲拙著『ILOとジェンダー』に書いたように、非任意の労働かどうかが重要なのである。強要の程度・種類も多様であって、奴隷狩りのような典型的な強制ではない場合にも違反となる。たとえば、前借その他の債務のために仕事を辞めることができない場合、利益のはく奪による場合などであっても強制労働に該当

9. <https://www.chouseitankou.com/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0-home/%E5%88%BB%E3%82%80%E4%BC%9A%E3%81%9F%E3%82%88%E3%82%8A/> 2025年2月24日閲覧。

9 犠牲者金元達さんからのご家族への手紙が「長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会」共同代表 井上洋子・佐々木明美『刻む会たより』No.91、2024年1月4日発行、4頁「遺族の発言」に掲載されている。この手紙を資料として本論文に転載することについてのご快諾いただきました。「刻む会」に感謝申し上げます。

file:///C:/Users/etsur/Downloads/%E5%88%BB%E3%82%80%E4%BC%9A%E3%81%9F%E3%82%88%E3%82%8A20240104%E3%80%80No.91.pdf 2025年2月15日閲覧。

10 前注参照。

する。このことは、国連のグローバルコンパクトによって強制労働を禁止されている企業活動にも反映されている¹¹。

さらに前掲の朝日新聞記事は、外村大教授（東京大学・日本近現代史）の以下のような談話を掲載している。

戦前から戦中にかけて、総力戦のため労働力の充足が朝鮮でも進められた。募集や官斡旋（あっせん）などの方法も実態は行政の強制を伴い、動員されたうち6割以上が炭鉱だった

もし、そうであるなら、徴用ばかりか、募集、官斡旋で労働させられた韓半島出身者も強制労働の被害者だったことになる。このことは、外村教授著の『朝鮮人強制連行』に詳しく書かれている¹²。そして、そのうち6割以上が炭鉱で働かされたというのだから、鉱山の地下労働について強制労働の使用を禁止したILO29号条約（第21条）違反の全被害者数は、膨大な数に上ることになる。

にもかかわらず、強制労働条約違反の中でも特に悪質な第21条違反の問題は、これまで見過ごされてきた。法律家は、歴史と法が交錯するこの分野の研究の必要性を再認識すべきである。

11 Principle 4 | UN Global Compact: Labourは、国連グローバルコンパクトが掲げる10原則をあげ、その第4として企業が直面する強制労働の事例を実務的な視点から列挙する。

<https://unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles/principle-4> 2025年4月2日閲覧。

12 外村大『朝鮮人強制連行』岩波書店、2012年。外村教授の同書によれば、組織的な朝鮮からの労働者動員の政策は、1934年10月「朝鮮人移住対策の件」を閣議決定したことに始まり（同書31頁）、1939年からは年度ごとに企画院が中心となった国家総動員の計画の策定がなされるようになり、労働力については、「労務動員実施計画」のための閣議決定が1939年7月4日（同書42頁）になされた。1942年2月13日閣議決定「朝鮮人労働者活用に関する方策」で、より強化された（同書105頁）。

② 強制労働条約上の政府の義務はどのようなものか？

日本政府には、遺体や遺骨の搜索、返還の法的責務はないのだろうか？
国内法のみならず、国際法も視野に入れて検討する必要がある。

ここで、強制労働条約がどのような条約なのか、その概要を見てみよう¹³。

この条約の締約国が負う基本的な責務は、第1条の以下の定めに規定されている。

第一条

- 1 本条約ヲ批准スル国際労働機関ノ各締盟国ハ能フ限り最短キ期間内ニ一切ノ形式ニ於ケル強制労働ノ使用ヲ廃止スルコトヲ約ス
- 2 右完全ナル廃止ノ目的ヲ以テ強制労働ハ経過期間中公ノ目的ノ為ニミ且例外ノ措置トシテ使用セラルコトヲ得尤モ以下ニ定メラルル条件及保障ニ従フモノトス

締約国は、一切の強制労働をできる限り最短期間内に廃止する義務を負っている（第1条第1項）。完全な廃止までの過渡的期間中には、例外的に厳しい条件を遵守する義務（第1条第2項）を負っている。締約国は、そのほかにも後掲するように強制労働の不法な強要を刑事犯罪として処罰する義務、そのための立法義務、厳格な処罰実施義務（第25条）を負っている。

例外的に公の目的のためにのみ許される強制労働の厳格な条件としては、第一に、女性の強制労働を一切禁止している（第11条）。第二に、強制労働は、「強壮なる成年男子」（18歳以上45歳以下）に限ること（第11条）、年間80日以内に限定されること（第12条）、賃金を正当に支払うこと（第

13 前掲『ILOトジェンダー』137頁に強制労働条約の概要を報告した。

14条)、鉱山の地下労働に強制労働を使うことは禁止すること（第21条）、企業など私人に強制労働を許すことはできないこと（第4条）などがある。

4. ILO専門家委員会による条約違反認定

ILO専門家委員会が、すでに大日本帝国による強制労働条約違反を認定していることを想起する必要がある。詳細は、前掲『ILOとジェンダー』¹⁴を参照されたい。

1992年以来違反を認定されている「戦時慰安婦」問題については、よく知られているであろう。しかし、そのほかにも「戦時産業強制労働」についてのILO専門家委員会による認定があることを忘れてはならない¹⁵。1998年以来継続的に報告されている中国人強制労働被害者及び韓国人強制労働被害者について、「委员会は、かかる悲惨な条件下における、日本の私的産業労働への労働者の大量強制連行は、【強制労働】条約に違反すると判断する」と認定されている。

長生炭鉱水非常事件の韓半島から強占連行された被害者についても、上記の「戦時産業強制労働」の被害者に含まれていると考えることもできるかもしれない。

しかし、具体的な被害として特定されることが望ましい。ことに長生炭鉱水非常事件は、産業労働の禁止のみならず、鉱山の地下労働への強制労働使用禁止（第21条）の違反の問題である。さらに、被害者の遺体・遺骨の搜索及び帰還義務違反の事例として具体的に認定されることが望ましい。

そのためには、ILO専門家委員会に対して、労働組合がこの事例を報告することを要請したい。

14 前掲『ILOとジェンダー』、121-207頁。

15 ILO条約及び勧告の適用に関する専門家委員会報告書（1999年度総会）1998年員会審議に基づく意見。前掲『ILOとジェンダー』202-207頁。

5. 処罰義務

第二十五条

強制労働ノ不法ナル強要ハ刑事犯罪トシテ処罰セラルベク又法令ニ依リ科セラルル刑罰ガ真ニ適当ニシテ且厳格ニ実施セラルルコトヲ確保スルコトハ本条約ヲ批准スル締盟国ノ義務タルベシ

条約を遵守して、鉱山の地下労働などの強制労働を廃止すること（第1条）はもとより、その方法として、一般的には、強制労働の不法な強要を刑事罰によって禁止するための立法義務があること、個別事例については、刑罰が真に適当であって厳格に刑罰が加えられるべき義務があることが定められている¹⁶。

現行刑法223条（強要罪）の公訴時効は3年である。日本政府は、公訴時効が成立していると不処罰の事態について弁解するかもしれない。しかし、上記強制労働条約第二十五条の処罰義務は、国際法上の義務だから時効によって消滅しない。現行の強要罪だけでは、「刑事犯罪トシテ処罰セラルベク又法令ニ依リ科セラルル刑罰ガ真ニ適当ニシテ且厳格ニ実施セラルルコトヲ確保スルコトハ本条約ヲ批准スル締盟国ノ義務タルベシ」という条約の定めに適した立法とは言えない。これだけ危険な現場を放置して、多数の労働者を死亡させた事件である。未必の故意（事故による死亡

16 現行刑法には、強要罪（刑法223条）があるがこれだけで十分だろうか。

刑法第223条

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の拘禁刑に処する。

親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

前二項の罪の未遂は、罰する。

の結果が発生する可能性を認識しながらも、その結果を認容している場合）を考慮に入れるなら、殺人罪（刑法199条）の適用も可能ではないだろうか。

長生炭鉱水非常事件を防止するためにも、この事件の事後処理としても、日本政府が処罰義務を果たしたという証拠はない。

当然のことだが、犯罪の処罰の為には、その前提として、強制労働についての真相究明の義務があることは言うまでもない。真相を究明すれば、違法な強制労働を被害者に加えた加害者を特定することもできるし、実際に処罰することも可能になる。少なくとも、そのような義務を日本政府が負っていることは明らかである。それにもかかわらず、日本政府は、犯罪の最も重要な証拠である遺体、遺骨の収集さえ行おうとしてこなかったのである。

なお、強制労働条約の禁止規定に違反した場合の処罰義務の明文規定は条約に定められているが、賠償規定は条約上の定めが見当たらない。これをどのように考えるかの問題がある。ここでは詳細を述べることはしないが、以下二つの視点について研究する必要がある。

第一に、例外的に許される合法的な強制労働についての規定は明文で規定されている。そこで、合法的な強制労働のための明文規定をもとに、「ましてや違法な強制労働の場合には当然保障される」という解釈をILO専門家が採用していることに留意する必要がある。

第二に、強制労働条約上処罰義務を負う政府が処罰義務に違反した場合には、不処罰賠償の義務があることに注意しなければならない。この問題については、すでに研究を公表したので、それを参照されたい。のちの条約によって、被害者への賠償義務が放棄された場合であっても、処罰義務が解除されていないと考えられる場合には、不処罰賠償（国際法上の処罰義務を怠ったことから生じる賠償）義務が残っていることに注意しなくてはならない¹⁷。

6. 労働者の帰還を保証する義務

仮に、例外的に強制労働を使用することが許される場合であって、労働者が病気や災害のため労働不能になった場合は、第十七条（４）が定めるように行政庁の費用によって労働者の送還を保障しなければならなかった。

第十七条

.....

（４）一定期間ノ労働不能ヲ生ゼシムル疾病又ハ災害ノ場合ニ於テハ労働者ガ行政庁ノ費用ヲ以テ送還セラルルコト

合法的に強制労働を強いられた者が、「一定期間ノ労働不能ヲ生ゼシムル疾病又ハ災害ノ場合ニ於テハ」、第十七条（４）には、労働者は行政庁の費用で送還されるとの定めがある。そうであるからには、病気或いは災害のために労働者が死亡して、労働不能になった場合にも、同条項を類推適用することによって、その遺体は行政庁の費用で送還されなければならないことは当然である。

合法的な場合にも送還義務があったのだから、論理的に言えば、ましてや違法な強制労働の被害者となって、病気や災害の結果死亡して労働不能になった場合には、当然犠牲者の遺体は、行政庁の費用によって送還されなければならないはずである。遺体が事故のために地下に埋もれてしまった場合には、送還のためにまず遺体を搜索する必要がある。そのうえで帰還を保障する必要があったと言うべきである。違法な強制労働がなされた長生炭鉱の水非常事件の場合にも、当然行政庁の費用によって遺体の搜索がされ、その送還がなされる必要があったはずである。行政庁とは日

17 戸塚悦朗「日本が知らない戦争責任—2—「不処罪」を原因とする賠償・補償義務——ファン・ボーベン最終報告書法学セミナー」『法学セミナー』（470）、1994年（2月号）、38-41頁。

本政府と読み替えてよいだろう。

だから、日本政府には、長生炭鉱水非常事件被害者の遺骨の搜索、回収、送還の義務があると言える。国際法上の義務には時効がないから、今でも日本政府の遺骨の搜索、回収、送還の義務は継続している。

ところが、長生炭鉱水非常事件の場合には、行政庁（日本政府）による遺骨の搜索、回収、送還ための努力は全くなされていず、83年後の今日に至るまで海底地下の水中に放置されてきたのである。

7. 重大な国際法違反の被害者のための国連原則¹⁸

18 国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law

22. 満足は、該当する場合、以下のいずれかまたはすべてが含まれねばならない。

- (a) 継続的な違反の停止を目的とした実効的な措置。
- (b) 事実の検証および真実の完全かつ公の開示。但し、そのような開示により被害者、被害者の親族、証人、または被害者の支援や更なる違反の発生防止のために介入した者を更に傷つけ、またはその安全と利益を脅かしてはならない。
- (c) 失踪者の行方の搜索、誘拐された子どもの身元特定、殺害された者の遺体の搜索、および被害者が表明した意思、推測される被害者の意思、又は家族やコミュニティの文化的習慣に従った遺体の回収、身元特定、改葬。
- (d) 被害者および被害者と密接に関係する者の尊厳、名誉および権利を回復する公式の宣言または司法判決。
- (e) 事実の認定と責任の承認を含む公的な謝罪。
- (f) 違反の責任者に対する司法上および行政上の制裁。
- (g) 被害者への記念と追悼。
- (h) 国際人権法および国際人道法の法教育およびすべてのレベルの教材に、発生した違反の正確な説明を含める。

➤

2005年12月16日に国連総会で採択された総会決議60/147は、国連宣言として重大な国際法違反の被害者の権利についてのガイドライン（国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドラインBasic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law）を定めた。その中に以下のような規定がある。

18. 国内法および国際法に従い、個々の事情を考慮して、国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者は、必要に応じ、また違反の重大性および個々のケースの事情に比例して、原則19から23に規定されているように、完全で実効的な賠償が提供される。賠償には、原状回復、補償、リハビリテーション、満足および再発防止の保障が含まれる。

.....

22 (c) 失踪者の行方の搜索、誘拐された子どもの身元特定、殺害された者の遺体の搜索、および被害者が表明した意思、推測される被害者の意思、又は家族やコミュニティの文化的習慣に従った遺体の回収、身元特定、改葬。

日本には、強制労働条約上、長生炭鉱水非常事件について、今からでも真相究明を行い、犯罪の具体的詳細について調査し、処罰義務を実施する国際法上の義務がある。このような重大な国際法上の犯罪の被害者の遺体・遺骨の回収を民間任せにしてよいはずはない。

ㄨ 2005年12月16日の総会決議60/147として採択された国連宣言
<https://justice.skr.jp/documents/BasicPrinciples.html> 2025年2月20日閲覧。

8. 日本政府による関与と強制労働条約違反

大日本帝国政府が一連の強制労働に直接的又は間接的に関与していた場合は、自らが処罰されるべき行為を行っていたことになる。

第一に、「不法強占」下の韓半島からの労務動員だったことをどう評価するかの問題がある。筆者は、『韓半島植民地支配の不法性』（アジェンダ・プロジェクト、2024年）を出版したが、1904年2月から1945年8月までの間の大日本帝国による韓半島の軍事占領は、国際法上も「不法強占」であったこと、つまりその間の植民地支配は不法であったことを論じている¹⁹。

この状態は、米華英の三大国首脳が1943年11月27日発した「カイロ宣言」【資料3】によって、朝鮮の人民は、「奴隷状態」に置かれていたと認識していたことを宣言したことによく合致する。

韓半島に暮らしていた人々は、全般的な状況として、上記のような状態（「不法強占」下の「奴隷状態」）に置かれていたのであって、大日本帝国によって武力による制圧下におかれ、自由を奪われていたのである。そのような支配構造の下で大日本帝国政府による組織的な労務動員がなされたのであるから、労働者は、原則として自らの意思による労働契約を日本企業との間で任意に締結できる対等な関係にはなかったと推定できる。したがって、日本政府による強制動員の被害者については、自由意思による労働契約によって任意に労働に従事したとは言えない。

第二に、「強制連行」の一環であったかどうかが問題となる。

前掲外村大『朝鮮人強制連行』によれば、組織的な朝鮮からの労働者動員の政策は、1934年10月「朝鮮人移住対策の件」を閣議決定したことに始まる。1942年に発生した長生炭鉱水非常事件の被害者も、国家によるこの

19 2010年8月10日の菅直人首相談話は、韓国の人々が大日本帝国による軍事的支配によって国と文化を奪われたとして謝罪していることも想起すべきであろう。

ような労働者動員政策の一環として強制労働を強いられていたと考えられる。

第三に、これまでのILO専門家委員会による強制労働条約違反にはどのような認定事例があるかを検討する必要がある。

前掲拙著『ILOとジェンダー』で報告したように、女性の強制労働の禁止違反、戦時産業強制労働の禁止違反については、すでにILO専門家委員会によって日本による強制労働条約違反があったことが認定されていることは前記したとおりである。

第四に、このような三重の構造的な強制の下で、強制労働条約違反を考察する必要があるところ、長生炭鉱水非常事件については、それらに加えて鉱山における地下労働への強制労働使用禁止（第二十一条）違反の問題が存在することに注目しなくてはならない。

したがって、鉱山における地下労働への強制労働の使用という犯罪（少なくとも強要罪に該当する。筆者は、殺人罪の未必の故意を検討する必要があると考える）を直接おかした者である長生炭鉱の経営者等が責任者と評価されるであろう。しかし、問題はそこにとどまらない。

そのみならず、このような国際法上禁止された強制労働を組織的・計画的・全国的に実施した日本政府（とその責任者）も、国際法上の犯罪の責任者と評価されると考えられる。このように二重の責任構造があることに注意しなくてはならない。

9. 日弁連など国連NGOでも、ILOには通報できないこと。

筆者は、1992年5月国連現代奴隷制部会において、「慰安婦」問題等が奴隷制禁止（国際慣習法）違反のみならず、ILO強制労働条約違反に当たることを訴えた。だが、そのときの発言資格は、国連NGO（IED）であった。この部会で、ILO代表は、強制労働条約違反についてはILOに提起してほしいと発言した。そこで、筆者は、国連NGOとしてILOに継続的

に情報提供をするようになった。

その過程で、筆者は、ILO担当官から、国連NGOはILOに対して公式の通報ができないこと、ILOは政労使の三者構成になっているので、労働組合を通じて通報すべきであることを教示された。後のことだが、労働組合であれば、どのように小規模の団体でもよいことを知って驚いたことがある。

長生炭鉱水非常事件についても、労働組合であれば、ILO専門家委員会に通報する資格を持っていることを想起してほしい。

10. 予想される日本政府からの反論

国連ヒューマンライツ小委員会（差別防止少数者保護小委員会）での筆者による軍「慰安婦」問題についての強制労働条約違反に関する問題提起に対して、日本出身の委員から、戦時の場合は強制労働条約の適用は除外されるという発言がなされ、筆者が反論したことがあった²⁰。長生炭鉱水非常事件は、米英に対する宣戦布告（1941年12月8日）後に起きているので、日本政府が同様の反論をする可能性もある。ここでそのような反論は、すでにILO専門家委員会によって否定されていることに触れておきたい。

前述したとおり、強制労働の定義は、第二条1項に「本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ」とされている。それに続く第二条第2項に、以下の通り強制労働に含まれない場合（適用除外規定）が列挙されていることから、検討しておく必要が出てくるのである。

第二条

.....

20 前掲『ILOとジェンダー』146-149頁。

2 尤モ本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ左記ヲ包含セザルベシ

- (a) 純然タル軍事の性質ノ作業ニ対シ強制兵役法ニ依リ強要セラルル労務
- (b) 完全ナル自治国ノ国民ノ通常ノ公民義務ヲ構成スル労務
- (c) 裁判所ニ於ケル判決ノ結果トシテ或者ガ強要セラルル労務尤モ右労務ハ公ノ機関ノ監督及管理ノ下ニ行ハルベク且右ノ者ハ私ノ個人、会社若ハ団体ニ雇ハレ又ハ其ノ指揮ニ服セザル者タルベシ
- (d) 緊急ノ場合即チ戦争ノ場合又ハ火災、洪水、飢饉、地震、猛烈ナル流行病若ハ家畜流行病、獣類、虫類若ハ植物ノ害物ノ侵入ノ如キ災厄ノ若ハ其ノ虞アル場合及一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ強要セラルル労務
- (e) 輕易ナル部落ノ労務ニシテ該部落ノ直接ノ利益ノ為部落民ニ依リ遂行セラルレ従テ該部落民ノ負フベキ通常ノ公民義務ト認めラレ得ルモノ尤モ部落民又ハ其ノ直接ノ代表者ハ右労務ノ必要ニ付意見ヲ求メラルルノ権利ヲ有スルモノトス

一見、適用除外規定の例外がたくさんあるように見えるが、そのほとんどは常識的に見ても例外であることが明らかな場合ばかりである。例えば、兵役への徴兵、刑事判決に基づく懲役刑、地域社会への輕易な義務などである。

検討を要する重要な場合としては、第二条第1項(d)が挙げる「緊急の場合」がある。

実際、日本の国会審議(1994年6月22日・参議院外務委員会)に際し、清水澄子参議院議員の質問に対して、政府は、戦時であるから強制労働条約の適用がないと答弁したことがある。

これについて質問を受けた、来日したILO専門家委員会の委員（当時）であるバグワティ判事は、「慰安婦」の場合、「この条文を使って適用除外を受けることはできない」と断言した。その法的根拠として同判事があげたのは、「比例の原則」であった。戦争の場合であっても、強制された労働とこれを必要とする事情＝戦争との間に合理的な関係がなければならぬと指摘した²¹。

国連審議の中でも、この条文の解釈が論議されたことがあった。そのため、ILO国際労働会議（1997年第84会期）に対するILO専門家委員会の特定国に対する一般的報告及び意見の中で、日本政府に対して次のような判断が示されることになった²²。

条約違反の存否に関わる問題に関しては、委員会はまた、1996年8月の第48会期国連差別防止少数者保護小委員会で、戦時の組織的強姦、性的奴隷制、及び奴隷様慣行に関してなされた議論に留意する。その論議に際して、〔強制労働〕条約第2条中の適用除外規定との関連で、戦時「慰安婦」問題に関して条約適用があるか否かに関し、疑問が提起された。

これに関して、委員会は、1979年に委員会が強制労働の廃止のための一般的調査（General Survey of 1979 on abolition of forced labour）のパラグラフ36に記載した、条約第2条（2）（d）により条約の適用が除外される「緊急ノ場合即チ戦争ノ場合、又ハ火災、洪水、飢饉、地震、猛烈ナル流行病若ハ家畜ノ流行病、獣類、虫類若ハ植物ノ害物ノ侵入ノ如キ災厄ノ若ハソノ虞アル場合及ビー一般ノ住民ノ全体又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニオイテ強要セラルル労務」に関する説明を引用する。委員会は、緊

21 前掲拙著『ILOとジェンダー』144-150頁に詳細な説明があるので参照されたい。

22 前掲拙著『ILOとジェンダー』174-177頁。

急概念は、条約が例示的に列挙するように、突然の、予見しがたい偶発的事件であって、即自的な対応措置を必要とするものに関わると指摘してきた。条約に規定された例外の限界に関わるので、労働を強要できる権限は、真に緊急な場合に限られねばならない。さらに、強制されるサービスの内容・程度も、それが用いられる目的と共に、その状況により厳密に必要とされる範囲内に制限されねばならない。条約第2条(2)(a)により条約の適用が除外される「強制兵役法ニ依リ強要セラルル労務」の範囲を「純然タル軍事的性質ノ作業ニ対シテ」のみに限定しているのと同様であるが、緊急に関する第2条(2)(d)は、——戦争、火災または地震の場合でありさえすれば——いかなる強制的サービスをも課することができるという白紙許可ではないのであって、同条項は、住民に対する切迫した危険に対処するためにどうしても必要なサービスについてしか適用できないのである。

委員会は、本件は、条約の第2条(2)(d)及び第2条(2)(a)により認められた適用除外事由に該当しないのであり、したがって、日本による〔強制労働〕条約違反が存在したものと結論する。

したがって、長生炭鉱水非常事件が戦時に起きたことをもって、日本政府は、「緊急ノ場合」を理由とする適用除外事由があるとの主張をすることはできない。

第12 戦後80年・日韓基本条約締結から60年を迎えて

1. 何が2025年の課題なのか？

長生炭鉱水非常事件に関する市民運動の目下の焦点は、遺骨の搜索と返還の問題である。現地では何度かの潜水による遺骨搜索が続けられている

が、困難を極めている。一方、現地を視察した国会議員の関心も高まって来ており、市民団体と日本政府との交渉（2025年4月22日）も衆議院第1議員会館で開催される²³。

他方、強制労働被害者を支援する特筆すべき民間運動としては、有志によって2025年3月13日に発表された「**声明 戦争と植民地支配で傷つけられた人間の尊厳の回復を求めて～戦後80年・日韓基本条約締結から60年を迎えて～**」【資料4】²⁴がある。

この問題は、日本の加害企業の韓国人被害者に対する賠償責任をみとめた2018年10月30日の韓国大法院判決によって、法的には最終決着している。残る問題は、加害企業が確定判決に従って賠償の支払いをすること、被害者に対して真の謝罪をすることである。

しかし、日本政府（安倍政権）の圧力に屈した尹錫悦大統領の対日政策は、韓国企業が出捐する財団が被害者に対して代位弁済を行うというもので、韓国の司法判断は無力化されてしまった。

ところが、法的には大きな問題があった尹大統領によるこの政治解決は、見直しを迫られる可能性が出てきた。尹大統領による非常戒厳令（2024年12月3日）を違憲・違法とする国会による弾劾訴迫を受け、韓国憲法裁判所（8名の裁判官全員一致）は、尹前大統領の罷免を決定（2025年4月4日午前11時22分）した。その結果、大統領選挙は、6月3日に実施される

23 長生炭鉱の「水非常」を歴史に刻む会主催政府交渉：4月22日（火）政府交渉を行います！～長生炭鉱遺骨収容、政府との意見交換会～衆議院第1議員会館 国際会議室 午後1時開場（入館証配布12：50）、1時30分から開始。

<https://www.chouseitankou.com/#:~:text=1942%E5%B9%B42%E6%9C%883,%E3%81%AB%E7%9C%A0%E3%81%A3%E3%81%9F%E3%81%BE%E3%81%BE%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82> 2025年4月10日閲覧。

24 声明 戦争と植民地支配で傷つけられた人間の尊厳の回復を求めて～戦後80年・日韓基本条約締結から60年を迎えて～

レイバーネット

<http://www.labornetjp.org/news/2025/0326seimei> 2025年4月6日閲覧

こととなった²⁵。新大統領次第では、韓国政府の政策が変化する可能性がある。日本政府・企業は今度こそ、司法による判断を尊重して、真の解決に踏み出してほしい。

前記声明が「戦争と植民地支配で傷つけられた人間の尊厳の回復を求め」ている問題は、実は、前記した通りすでにILO専門家委員会によって強制労働条約違反（産業強制労働）とされた問題である。これに対して、長生炭鉱水非常事件遺骨返還問題（鉱山地下強制労働）は、未だILO専門家委員会に通報されていない。しかし、これら二つの問題は、強制労働条約（ILO29号条約）違反の点でつながっていることに留意すべきである。結局は、重大な国際法（ILO29号条約）違反の犯罪の被害者に関わるという点では、同じ問題なのである。

他方、米国のトランプ大統領が米国第一主義政策を掲げて、関税障壁を乱用しつつ世界の経済秩序を改変しようとしているのは公知の事実である。これは人類社会に、新しい「保護主義」による強い衝撃を与えつつある。

しかし、長年かけて人類が築き上げてきた国際法秩序が一気に消え去ることはない。この衝撃を経て、今後国際法秩序がどのように変遷して行くかに注意深く注目する必要がある。しかし、それは、これまでの国際法秩序の上に築かれるのである。そのことは、これまでの歴史を注意深く研究すれば、容易に理解できるだろう。

2. 「法の支配」を実現するために何ができるか？

最近の講演の際に、「国際法の遵守を実現するためにはどうしたらよい

25 NHKは、2025年4月4日19時47分「韓国のユン・ソンニョル（尹錫悦）大統領が罷免されたことを受け、60日以内に大統領選挙が行われることになりました。韓国メディアは、6月3日の投票が有力だと伝えていて、与野党による支持拡大に向けた動きが活発化する見通しです。」と報道した。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250404/k10014769411000.html> 2025年4月10日閲覧。

のか？」という質問を、受けた。もっともむづかしい問題と感じ、それ以来ずっと考え続けてきた。

2025年は、このような困難な問題に取り組み始める好機なのかもしれないと思う。

最近の世界情勢を見るにつけ、国際法への失望が広がっているのではないかと感じる。「国連決議など紙切れに過ぎないではないか？」と言う質問を受けて、困惑したこともある。安保理事会は、ロシア、米国など超大国の拒否権の乱用によって期待された機能を果たしていないのは事実である。大国が国際法違反をおかしても、対応できないことを指摘する向きもある。

しかし、問題の立て方が逆なのではないか？

そのようなときだからこそ、国際法を投げ捨ててしまうのではなく、逆にその遵守について深く考察することがこれまで以上に必要なのである。このような時だからこそ、なお、国際法は重要性を増しつつあると考えるべきなのではないか？

逆転の発想から道が開けることがあるのではないかと？そうして、法の支配（Rule of Law）²⁶の時代を築くことこそ、平和な世界で生きるための基礎を固めることになるのではないかと。

★ 国家中心主義の時代を振り返る。

国際法は、国家間の法である。

だから、国際法は国家中心主義の流れの中で築かれてきた。その知識も

26 朝日新聞がトランプ大統領の政策にどう対応すべきかについて同様の見解を報道していることを知り、同感している。2025年4月10日5時00分朝日新聞連載座標軸記事論説主幹・佐藤武嗣「（座標軸）秩序破壊「法の支配」説く時」

<https://www.asahi.com/articles/DA3S16190913.html> 2025年4月10日閲覧。

運用も、国王とその閣僚たちのような国家権力を握る少数の指導者と外交官と国家の為に働く少数の国際法学者が占有する独占物だった。大多数の一般の市民は、知識も情報も持たないままに、ただ国家が犯す重大な国際法違反の被害者であり続けてきた。帝国主義諸国による植民地支配は、古典的な国際法によって創られたともいえる。

★被害者中心主義の国際法への転換を確実にすることは可能か？

これまでの流れを逆転することから始めて、国家機関に国際法を遵守させることができないものであろうか？今こそ被害者中心主義の国際法の時代を築く必要がある。

そのためにはどうすべきか？筆者の夢を紹介したい。

- 国際法を知ることから始める。それも市民が知る。
- 国際法違反の歴史を学ぶ。被害者の視点で国際法とその重大違反の事例を研究する。
- 国際機関を強化する。
- ネガティブ・ケーパビリティ——を身に着け、国際法の重大違反が頻発する状況を直視し、それに耐えつつ、研究する。
- そして、何より大事なのは、その成果を私たちの未来である子どもたちへの教育に役立てることである。

★なぜ筆者は、そのような夢を見るようになったのか？そのプロセスを振り返って見たい。

筆者は、安重根義軍参謀中将裁判についての研究から国際法と歴史が交錯する分野の研究を深め、国際法について多くを学ぶことができた。学生・生徒も教員も市民も同じような体験をすることができるのではないだろうか？

安重根義軍参謀中将は、大日本帝国による重大な国際法違反による侵略

の被害者の一人だった。このような時代に対抗しようと、彼は、当初教育に着目して学校を設立した。そのことは正しかった。だが、時代の激流は、教育によって国を強化し、民族の独立を維持するという長期的な対策を押し流してしまった。そのため、義兵闘争による独立運動に転換せざるを得なかった安重根義軍参謀中将は、義軍運動に際して国際法を学び実践した。裁判闘争でも、国際法の適用を求めて力説した。

私の考へでは、私を処分するには国際公法、万国公法に依て処分せられん事を希望致します。

この安重根義軍参謀中将の最終弁論を想起したい。

大日本帝国の裁判所は、この訴えを完全に無視し、日本国内法を適用した。国際法は破られたのである。しかし、この安重根義軍参謀中将の訴えをあらためて想起し、私たちがこの訴えを引き継ぐことはできないだろうか？

今こそ、国際法の遵守の重要性についての研究と教育が重要である²⁷。

そのような被害者中心主義の国際法を学ぶためには、実は、国際法がどのように破られるかについての事例研究と教育が極めて重要だったのである。筆者はそのことを安重根義軍参謀中将裁判の不法性の研究から学んだ。

27 ヒューマンライツの普遍的宣言（UDHR、一般には世界人権宣言と言われている）第26条第2項は、「教育は、人格の完全な発展並びにヒューマンライツ及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。」（筆者は、憲法上の人権と区別するため、国際法上のhuman rightsを「ヒューマンライツ」と翻訳した。一般には「人権」と翻訳されている）と定めている。

誰にでもわかることだが、国際連合の活動は、国際法を抜きに教育することはできないから、国際法の研究と教育こそがすべての教育の根幹にあることを強調したい。

★それでは、具体的にはどのような研究と教育を構想することができるだろうか？

安重根義軍参謀中將が伊藤博文を撃ったという歴史的な事実を研究し、教えるだけでは足りない。「なぜ」、安重根義軍参謀中將は伊藤を撃ったのか？を研究し、教育することが決定的に重要なのである。

筆者の提案だが、安重根義軍参謀中將があげた「伊藤博文罪惡十五個条」の一つ一つを研究し、教育することは素晴らしい実践になるだろう。それらは、国際法違反の事例研究の宝庫だからである。その成果を未来の世代に引き継ぐことから始めてはどうだろうか。

その時代の国際法がどのようなもので、それがどのように破られたのか？どのようにこの国際法違反の歴史が隠されてきたのか？国家の指導者は、国際法の存在を知りながら、どのように国際法を破ったのか。それを知られないように、100年もの間、国際法違反をどのように隠し続けることができたのか。国家指導者は、今でもその違法性を否定し続けている。それはなぜなのか？国家の指導者には、国際法を遵守して平和な世界をつくり、被害者を救済するためには、どのような選択肢があったのだろうか？そのことも研究し、教えることが可能である。

歴史と国際法が交錯するこの分野の事例研究と教育がきわめて重要である。そのような具体的な実践活動を抜きに、ただ国際法と歴史の知識を研究・教育しようとしても、空疎で無意味な情報の羅列に終わってしまうだろう。それでは、国際法遵守の重要性和国際法違反の無い「法の支配」する世界を構想することはできないのではないだろうか？

私たち韓国と日本の市民そして研究者と教育者は、このような事例研究と教育を地道に続けることによって、未来を担う両国の若者たちが国際法を遵守し、人類を救う世界を創って行けるように手助けすることができないだろうか？

【資料1】

長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会 共同代表 井上洋子・佐々木明美『刻む会たより』No.91、2024年1月4日発行、4頁「遺族の発言」から。

file:///C:/Users/etsur/Downloads/%E5%88%BB%E3%82%80%E4%BC%9A%E3%81%9F%E3%82%88%E3%82%8A20240104%E3%80%80No.91.pdf
2025年2月15日閲覧。

○犠牲者からの最後の手紙

犠牲者金元達キムウォンダル

最後に犠牲者金元達（キムウォンダル）さん本人が1941年秋に強制動員され長生炭鉱で働きながら1942年2月3日水没事故発生の数日前に母親宛に最後に送った唯一の証拠資料でもある手紙を紹介したいと思います。

お母さん、私は今日本の山口県という所で炭鉱の仕事をしています。海の下に坑口トンネルが通っていて、海の上を通りすぎる船のトントンという音も聞こえて来る程のとても危険な場所です。どんな手段を使ってでも必ず脱出するつもりです。心配しないで下さい。脱出するにもとても難しいです。垣根は3m程の厚い松の板で囲っており、その外側をぎっしりと鉄条網が張り巡らされています。その囲いの中にある宿舍は、まるで軍人捕虜収容所のような所です。警備も厳しく、一切の自由も無く外出も出来ない拘束の中で生活しています。出入り口の門には、武装した警備員達が厳めしく見張っています。体の具合が悪いからと言って、その日の仕事を拒否でもすると、動物以下の扱いを受け暴力を振るわれ食事もろくに貰えず空腹で過ごす日々が多くあります…。この手紙はここで家族と共に暮している韓国人労働者にコッソリと頼んだのです。この人は家族と

一緒に住んでいるので、ある程度自由に外の出入りが出来るのです。
いずれにしろ、必ず脱出して必ずお母さんの所に帰ってきます。

【資料2】

強制労働ニ関スル条約（第29号）

（日本は1932年11月21日批准）

国際労働機関ノ総会ハ国際労働事務局ノ理事会ニ依リジュネーブニ招集セラレ千九百三十年六月十日ヲ以テ其ノ第十四回會議ヲ開催シ右會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル強制労働ニ関スル提案ノ採択ヲ決議シ且該提案ハ国際条約ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ 国際労働機関ノ締盟国ニ依リ批准セラルルガ為国際労働機関憲章ノ規定ニ従ヒ千九百三十年六月二十八日千九百三十年ノ強制労働条約ト称セラルベキ左ノ条約ヲ採択ス

第一条

1 本条約ヲ批准スル国際労働機関ノ各締盟国ハ能フ限り最短キ期間内ニ一切ノ形式ニ於ケル強制労働ノ使用ヲ廃止スルコトヲ約ス

2 右完全ナル廃止ノ目的ヲ以テ強制労働ハ経過期間中公ノ目的ノ為ニノミ且例外ノ措置トシテ使用セラルコトヲ得尤モ以下ニ定メラルル条件及保障ニ従フモノトス

3 本条約ノ効力ノ発生ヨリ五年ノ期間満了シ且国際労働事務局ノ理事会ガ後ニ掲ゲラルル第三十一条ニ定メラルル報告ヲ作成スルニ当リ右理事会ハ更ニ経過期間ヲ設クルコトナクシテ一切ノ形式ニ於ケル強制労働ヲ廃止スルコトヲ得ルヤ否ヤ及本問題ヲ総会ノ會議事項ニ掲グルコトノ望マシキヤ否ヤヲ審議スベシ

第二条

論 説

1 本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ

2 尤モ本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ左記ヲ包含セザルベシ

(a) 純然タル軍事の性質ノ作業ニ対シ強制兵役法ニ依リ強要セラルル労務

(b) 完全ナル自治国ノ国民ノ通常ノ公民義務ヲ構成スル労務

(c) 裁判所ニ於ケル判決ノ結果トシテ或者ガ強要セラルル労務尤モ右労務ハ公ノ機関ノ監督及管理ノ下ニ行ハルベク且右ノ者ハ私ノ個人、会社若ハ団体ニ雇ハレ又ハ

其ノ指揮ニ服セザル者タルベシ

(d) 緊急ノ場合即チ戦争ノ場合又ハ火災、洪水、飢饉、地震、猛烈ナル流行病若ハ家畜流行病、獸類、虫類若ハ植物ノ害物ノ侵入ノ如キ災厄ノ若ハ其ノ虞アル場合及一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ強要セラルル労務

(e) 輕易ナル部落ノ労務ニシテ該部落ノ直接ノ利益ノ為部落民ニ依リ遂行セラレ従テ該部落民ノ負フベキ通常ノ公民義務ト認メラレ得ルモノ尤モ部落民又ハ其ノ直接ノ代表者ハ右労務ノ必要ニ付意見ヲ求メララルルノ權利ヲ有スルモノトス

第三条

本条約ニ於テ「権限アル機関」ト称スルハ本国ノ機関又ハ関係地域ニ於
(龍法 '25) 58-2, 144 (540)

ケル最高中央機関ヲ謂フ

第四条

1 権限アル機関ハ私ノ個人、会社又ハ団体ノ利益ノ為強制労働ヲ課シ又ハ課スルコトヲ許可スルコトヲ得ズ

2 一ノ締盟国ニ依ル本条約ノ批准ガ国際労働事務局長ニ依リ登録セラルル日ニ於テ私ノ個人、会社又ハ団体ノ利益ノ為ノ右強制労働ガ存在スル場合ニハ当該締盟国ハ本条約ガ右締盟国ニ対シ効力ヲ発生スル日より右強制労働ヲ完全ニ廃止スベシ

第五条

1 私ノ個人、会社又ハ団体ニ与ヘラルル免許ハ右私ノ個人、会社又ハ団体が利用シ又ハ取引スル生産物ノ生産又ハ蒐集ノ為ノ如何ナル形式ノ強制労働ヲモ生ゼシムルコトヲ得ズ

2 右強制労働ヲ生ゼシムル規定ヲ包含スル免許が存在スル場合ニハ本条約第一条ニ適合スル為右規定ハ能フ限り速ニ廃止セラルベシ

第六条

行政庁ノ職員ハ其ノ責任ノ下ニ在ル住民ニ何等カノ形式ノ労働ニ従事スルコトヲ奨励スルノ職務ヲ有スル場合ニモ該住民ノ全部又ハ其ノ中ノ何人カニ対シ私ノ個人、会社又ハ団体ノ為ニ労働セシムル為強制ヲ加フルコトヲ得ズ

第七条

1 行政上ノ職務ヲ行ハザル首長ハ強制労働ヲ使用スルコトヲ得ズ

2 行政上ノ職務ヲ行フ首長ハ権限アル機関ノ明示ノ許可ヲ得テ強制労働ヲ使用スルコトヲ得尤モ本条約第十条ノ規定ニ従フモノトス

3 適法ニ認メラレタル首長ニシテ他ノ形式ニ於テ適當ノ報酬ヲ受ケザルモノハ個人ノ労務ヲ使用スルコトヲ得尤モ適當ノ規則ニ従フベク且濫用ヲ防止スル為一切ノ必要ナル措置ガ執ラルベキモノトス

第八条

1 強制労働ヲ使用スルノ一切ノ決定ニ付テノ責任ハ関係地域ニ於ケル最高民政機関ニ存スベシ

2 尤モ右機関ハ労働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移転ヲ伴ハザル強制労働ヲ強要スルノ権限ヲ最高地方機関ニ委任スルコトヲ得右機関ハ職務執行中ノ行政庁ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル為及政府貯蔵品ノ運送ノ為労働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移転ヲ伴フ強制労働ヲ強要スルノ権限ヲモ本条約第二十三条ニ定メラルル規則ニ規定セラルルコトアルベキ期間ニ付及条件ニ従ヒ最高地方機関ニ委任スルコトヲ得

第九条

本条約第十条ニ別ニ定メラルル場合ノ外強制労働ヲ強要スルノ権限アル機関ハ右労働ノ使用ヲ決定スルニ先チ左記ヲ確ムベシ

(a) 為サルベキ労務ガ之ヲ為スコトヲ要求セラルル部落ニ対シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト

(b) 右労務ガ現ニ又ハ急迫ニ必要ナルモノナルコト

（c）右労務ヲ遂行スル為、類似ノ労務ニ付関係地区ニ於テ通常行ハルルモノヨリ不利ナラザル賃金率及労働条件ノ提供ニ依ル任意労働ヲ得ルコト不可能ナリシコト並ニ

（d）利用シ得ベキ労力及現在ノ住民ノ右労務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右労務ガ過重ノ負担ヲ右住民ニ対シ課セザルコト

第十条

1 租税トシテ強要セラルル強制労働及行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ為使用セラルル強制労働ハ漸次廃止セラルベシ

2 右廃止ニ至ル迄、強制労働ガ租税トシテ強要セラルル場合及強制労働ガ行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ為使用セラルル場合ニ於テハ関係機関ハ先ズ左記ヲ確ムベシ

（a）為サルベキ労務ガ之ヲ為スコトヲ要求セラルル部落ニ対シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト

（b）右労務ガ現ニ又ハ急迫ニ必要ナルモノナルコト

（c）利用シ得ベキ労力及現在ノ住民ノ右労務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右労務ガ過重ノ負担ヲ右住民ニ対シ課セザルコト

（d）右労務ガ労働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移転ヲ伴ハザルコト

（e）右労務ノ遂行ガ宗教、社会生活及農業ノ要求ニ従ヒ指導セラルベキコト

第十一条

1 推定年齢十八歳以上四十五歳以下ノ強壮ナル成年男子ノミ強制労働ニ徴集セラルルコトヲ得本条約第十条ニ定メラルル種類ノ労働ニ付テノ外左ノ制限及条件ニ従フベシ

(a) 関係者ガ伝染病ニ罹リ居ラザルコト並ニ右ノ者ガ所要労務ニ及其ノ遂行条件ニ身体上適スルコトヲ行政庁ニ依リ任命セラルル医師ガ可能ナル一切ノ場合ニ予メ決定スルコト

(b) 学校ノ教師及生徒並ニ一般行政庁ノ職員ヲ除外スルコト

(c) 各部落ニ於テ家族生活及社会生活ニ欠クベカラザル強壮ナル成年男子ノ数ヲ維持スルコト

(d) 夫婦及家族ノ関係ヲ尊重スルコト

2 前項(c)ノ適用ニ付テハ本条約第二十三条ニ定メラルル規則ハ一時ニ強制労働ニ徴集セラレ得ベキ常住ノ強壮ナル成年男子ノ割合ヲ定ムベシ尤モ常ニ右割合ハ如何ナル場合ニ於テモ二十五「パーセント」ヲ超ユルコトヲ得ズ右割合ヲ定ムルニ当リ権限アル機関ハ人口ノ密度、住民ノ社会上及身体上ノ発達、季節並ニ関係者ガ其ノ地方ニ於テ自己ノ為遂行スルコトヲ要スル作業ヲ斟酌スベク且一般ニ関係部落ノ日常生活ノ経済上及社会上ノ必要ヲ考慮スベシ

第十二条

1 或者ガ十二月ノ一期間ニ於テ一切ノ種類ノ強制労働ニ徴集セラレ得ベキ最長期間ハ労務場所ニ往復スルニ要スル期間ヲ含ミ60日ヲ超ユルコトヲ

得ズ

2 強制労働が強要セラルル各労働者ハ其ノ完了シタル右労働ノ期間ヲ示セル証明書ヲ交付セラルベシ

第十三条

1 強制労働が強要セラルル者ノ平常ノ労働時間ハ任意労働ニ付通常行ハルルモノト同一タルベク且平常ノ労働時間ヲ超ユル労働時間ハ任意労働ニ付スル超過時間ニ付通常行ハルル率ニ於テ報酬ヲ与ヘラルベシ

2 一週一日ノ休日ハ何レカノ種類ノ強制労働が強要セラルル一切ノ者ニ付シ与ヘラルベク且右ノ日ハ関係地域又ハ関係地方ニ於ケル伝統又ハ慣習ニ依リ定メラルル日ト能フ限り合致スベシ

第十四条

1 本条約第十条ニ定メラルル強制労働ヲ除キ一切ノ種類ノ強制労働ハ労力ガ使用セラルル地方又ハ労力ガ徴集セラルル地方ノ何レカニ於テ類似ノ労務ニ付通常行ハルル率（其ノ何レガ高キヲ問ハズ）ヨリ低カラザル率ニ於テ現金ヲ以テ報酬ヲ与ヘラルベシ

2 首長ニ依リ其ノ行政上ノ職務ノ執行上使用セラルル労力ニ付テハ前項ノ規定ニ依ル賃銀ノ支払ハ能フ限り速ニ採用セラルベシ

3 賃銀ハ各労働者ニ各別ニ支払ハルベク且其ノ部落ノ首長又ハ他ノ権力者ニ支払ハルベカラズ

4 賃銀支払ニ付テハ労務場所ヘノ旅行ノ往復ニ要スル日数ハ労務日数ト

シテ計算セラルベシ

5 本条ハ日常ノ糧食ガ賃銀ノ一部トシテ与ヘラルルコトヲ妨ゲザルベク
右糧食ハ其ノ相当スト認メラルル金額ト少クトモ同価値タルベシ尤モ賃銀
ヨリノ控除ハ租税ノ支払ノ為ニモ、作業ノ特殊ナル状態ノ下ニ労働者ヲ其
ノ勞務ヲ行フニ適スル状態ニ於テ維持スル為労働者ニ供給セラルル特殊ノ
食物、被服若ハ宿泊ノ為ニモ又ハ工具類ノ供給ノ為ニモ為サルルコトヲ得
ズ

第十五条

1 労働者ノ労働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ対スル労働者補償ニ関スル法
令又ハ規則及死亡シ又ハ無能力ト為リタル労働者ノ被扶養者ノ為ノ補償ヲ
規定スル法令又ハ規則ニシテ関係地域ニ於テ実施セラレ又ハ実施セラルベ
キモノハ強制労働ガ強要セラルル者及任意労働者ニ均シク適用セラルベシ

2 労働者ニシテ其ノ労働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ依リ自己ヲ養フコト
ガ全部又ハ一部不能ト為レル者ノ生計ヲ確保シ及其ノ労働ニ基因スル無能
力又ハ死亡ノ場合ニ於テ右労働者ガ實際ニ扶養スル者ノ生活ヲ確保スル措
置ヲ執ルハ何レノ場合ニ於テモ労働者ヲ強制労働ニ使用スル機関ノ義務タ
ルベシ

第十六条

1 特殊ノ必要ノ場合ノ外強制労働ガ強要セラルル者ハ食物及氣候ガ其ノ
慣レタルモノト著シク異ルガ為其ノ健康ヲ害スルガ如キ地方ニ移送セラレ
ザルベシ

2 如何ナル場合ニ於テモ右労働者ノ移送ハ右労働者ヲ其ノ状態ニ適合セ

シメ且其ノ健康ヲ保障スル為必要ナル衛生及宿泊ニ関スル一切ノ措置ガ嚴格ニ施サレ得ルニ非ザレバ許可セラルルコトヲ得ズ

3 右移送ガ避ケ得ラレザル場合ニハ権限アル医師ノ勧告ニ基キ食物及氣候ノ新シキ状態ニ漸次慣レシムル措置ヲ執ルベシ

4 右労働者ガ其ノ慣レザル規則正シキ労働ヲ為スコトヲ要求セラルル場合ニ於テハ其ノ規則正シキ労働ニ慣ルルコトヲ確保スル為特ニ漸進的の訓練、労働時間、休憩時間ノ設定及必要ナルコトアルベキ食物ノ増加又ハ改善ニ関シ措置ヲ執ルベシ

第十七条

労働者ガ勞務場所ニ長期間留ルコトヲ必要ナラシムル建設又ハ保存ノ事業ノ為強制労働ヲ使用スルコトヲ許可スルニ先チ権限アル機関ハ左記ヲ確ムベシ

（1）労働者ノ健康ヲ保障シ且必要ナル医療ヲ確保スル為一切ノ必要ナル措置ガ執ラルルコト就中

（a）労働者ガ勞務開始ニ先チ及勞務期間中一定ノ期間毎ニ医学的の検査ヲ受クルコト

（b）一切ノ要求ニ応ズル為必要ナル薬局、病舎、病院及設備ト共ニ充分ナル医員ガ存在スルコト及

（c）勞務場所ノ衛生状態並ニ飲料水、食糧、燃料、炊事道具及必要アル場合ノ住居及被服ノ供給ガ満足ナルコト

（2）労働者ノ生計ヲ確保スル為特ニ、労働者ノ要求ニ基キ又ハ其ノ同意ヲ得テ安全ナル方法ヲ以テ賃銀ノ一部ヲ家族ニ送付スルコトヲ容易ナラシ

ムコトニ依リ右生計ヲ確保スル為一定ノ措置ヲ執ルコト

(3) 労働者が労務場所ニ往復スル旅行ハ行政庁ノ費用ヲ以テ且其ノ責任ノ下ニ為サルベク右行政庁ハ利用シ得ベキ一切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ容易ナラシムベキコト

(4) 一定期間ノ労働不能ヲ生ゼシムル疾病又ハ災害ノ場合ニ於テハ労働者が行政庁ノ費用ヲ以テ送還セラルルコト

(5) 労働者ニシテ其ノ強制労働ノ期間満了ノ際任意労働者トシテ留ルコトヲ欲スルコトアルベキモノガ其ノ無料ニテ送還セラルルノ権利ヲ2年間喪失スルコトナクシテ之ヲ許可セラルルコト

第十八条

1 人又ハ貨物ノ運送ノ為ノ強制労働例ヘバ運搬夫又ハ船頭ノ労働ハ能フ限り最短キ期間内ニ廃止セラルベシ右廃止ニ至ル迄ハ権限アル機関ハ就中左記ヲ定ムル規則ヲ公布スベシ

(a) 右労働ガ職務執行中ノ行政庁ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル為若ハ政府貯蔵品ノ運送ノ為又ハ極メテ緊急ナル必要ノ場合ニ於テ職員以外ノ者ノ運送ノ為ノミニ使用セラルベキコト

(b) 右ニ使用セラルル労働者が医学的検査ノ可能ナル場合ニハ身体上適スト医学上証明セラルベキコト及右医学的検査ノ実行シ難キ場合ニハ右労働者ヲ使用スル者が労働者ガ身体上適スル者ニシテ且伝染病ニ罹リ居ラザルコトヲ確保スルノ責任ヲ負フベキコト

(c) 右労働者が運搬スルコトヲ得ベキ最大荷重

(d) 右労働者が其ノ家庭ヨリノ徴集セラルルコトアルベキ最大距離

(e) 労働者が其ノ家庭ニ帰還スルニ要スル日数ヲ含ミ一月又ハ他ノ期間

ニ付其ノ徴集セラルルコトアルベキ最大日数並ニ

（f）此ノ種ノ強制労働ヲ要求シ得ル者及右ノ者ガ之ヲ要求シ得ル限度

2 前項（c）、（d）及（e）ニ掲ゲラルル最大限度ヲ定ムルニ当リ権限アル機関ハ当該労働者ガ徴集セラルル住民ノ身体上ノ発達、労働者ガ旅行スルコトヲ要スル地方ノ性質及氣候状態ヲ含ム一切ノ関係要素ヲ考慮スベシ

3 権限アル機関ハ運搬セラルベキ重量及通行セラルベキ距離ノミナラズ道路ノ性質、季節及他ノ一切ノ関係要素ヲモ考慮スベキモノト解シ右労働者ノ通常ノ日程ガ平均一日八時間労働ニ相当スル距離ヲ超エザルベキコト並ニ通常ノ日程ヲ超ユル行程時間ガ課セラルル場合ニハ右労働者ハ普通率ヨリモ一層高キ率ニ於テ報酬ヲ与ヘラルベキコトヲ尚規定スベシ

第十九条

1 権限アル機関ハ飢饉又ハ食糧品ノ欠乏ニ対スル用意ノ手段トシテノミ且常ニ食糧又ハ生産物ガ之ヲ生産スル個人又ハ部落ノ所有ニ帰スベキコトノ条件ノ下ニノミ強制耕作ヲ使用スルコトヲ許可スベシ

2 本条ハ生産ガ法令又ハ慣習ニ基キ部落ヲ基本トシテ組織セラレ且生産物又ハ其ノ販売ヨリ生ズル利益ガ該部落ノ所有ニ帰スル場合ニハ法令又ハ慣習ニ基キ該部落ニ依リ要求セラルル労務ヲ遂行スルノ該部落民ノ義務ヲ解除スルモノト解セラルルコトヲ得ズ

第二十条

部落ガ其ノ部落民ノ或者ニ依リ犯サルル犯罪ニ対シ罰セラルルコトアルベキ団体処罰法令ハ処罰手段ノ一トシテノ部落ニ依リ強制労働ニ関スル規定ヲ包含スルコトヲ得ズ

第二十一条

強制労働ハ鉱山ニ於ケル地下労働ノ為使用セラルルコトヲ得ズ

第二十二条

本条約ヲ批准スル締盟国ガ其ノ本条約ノ規定ノ実施ノ為執リタル措置ニ関シ国際労働機関憲章第二十二条ノ規定ニ従ヒ国際労働事務局ニ提出スルコトヲ約スル年報ハ各関係地域ニ付強制労働ガ該地域ニ於テ使用セラレタル程度、之ガ使用セラレタル目的、疾病及死亡ノ率、労働時間、賃銀支払方法及賃銀率ニ関スル能フ限り完全ナル情報並ニ他ノ一切ノ関係情報ヲ包含スベシ

第二十三条

1 本条約ノ規定ノ実施ノ為権限アル機関ハ強制労働ノ使用ヲ規律スル完全且精細ナル規則ヲ公布スベシ

2 右規則ハ就中強制労働ガ強要セラルル者ヲシテ労働条件ニ関スル一切ノ異議ヲ当該機関ニ申立ツルコトヲ得シメ及右異議ガ審査セラレ且考慮セラルルコトヲ確保スル規定ヲ包含スベシ

第二十四条

任意労働ノ監督ノ為設ケラレタル現在ノ労働監督機関ノ権限ヲ強制労働ノ監督ニ及ブ様拡張スルコトニ依リ又ハ他ノ何等カノ適当ナル方法ニ依リ強制労働ノ使用ヲ規律スル規則ガ厳格ニ実施セラルルコトヲ確保スル為一切ノ場合ニ於テ適当ナル措置ヲ執ルベシ右労働ガ強要セラルル者ニ右規則ヲ知悉セシムルコトヲ確保スル為ノ措置ヲモ亦執ルベシ

第二十五条

強制労働ノ不法ナル強要ハ刑事犯罪トシテ処罰セラルベク又法令ニ依リ科セラルル刑罰ガ真ニ適当ニシテ且厳格ニ実施セラルルコトヲ確保スルコトハ本条約ヲ批准スル締盟国ノ義務タルベシ

第二十六条

1 本条約ヲ批准スル国際労働機関ノ各締盟国ハ右締盟国ガ対内的管轄事項ニ関スル義務ヲ受諾スルノ権利ヲ有スル限り其ノ主権、管轄、保護、宗主権、後見又ハ権力ノ下ニ置カルル地域ニ対シ之ヲ適用スルコトヲ約ス尤モ右締盟国ハ国際労働機関憲章第35条ノ規定ヲ援用センコトヲ欲スルトキハ左記ヲ示ス宣言ヲ該国ノ批准ニ附加スベシ

（1）右締盟国ガ変更ヲ加ヘズシテ本条約ノ規定ヲ適用セントスル地域

（2）右締盟国ガ変更ヲ加ヘテ本条約ノ規定ヲ適用セントスル地域及右変更ノ細目

（3）右締盟国ガ其ノ決定ヲ留保スル地域

2 前記宣言ハ批准ノ一部ト看做サルベク且批准ノ効力ヲ有スベシ何レノ締盟国モ原宣言ニ於テ本条（2）及（3）ノ規定ニ従ヒ為サレタル留保ノ全部又ハ一部ヲ爾後ノ宣言ニ依リ取消スコトヲ得

第二十七条

国際労働機関憲章ニ定ムル条件ニ依ル本条約ノ正式批准ハ登録ノ為国際労働事務局長ニ之ヲ通告スベシ

第二十八条

1 本条約ハ国際労働事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟国ノミヲ拘束スベシ

2 本条約ハ事務局長ガ国際労働機関ノ締盟國中ノ二国ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ十二月後ニ於テ効力ヲ発生スベシ

3 爾後本条約ハ他ノ何レノ締盟国ニ付テモ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ十二月後ニ於テ効力ヲ発生スベシ

第二十九条

国際労働機関ノ締盟國中ノ二国ガ国際労働事務局ニ本条約ノ批准ノ登録ヲ為シタルトキハ事務局長ハ国際労働機関ノ一切ノ締盟国ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務局長ハ爾後該機関ノ他ノ締盟国ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟国ニ同様ニ通告スベシ

第三十条

1 本条約ヲ批准シタル締盟国ハ本条約ノ最初ノ効力発生ノ日ヨリ十年ノ期間満了後ニ於テ国際労働事務局長宛登録ノ為ニスル通告ニ依リ之ヲ廃棄スルコトヲ得右ノ廃棄ハ該事務局ニ登録アリタル日ノ後一年間ハ其ノ効力ヲ生ゼズ

2 本条約ヲ批准シタル各締盟国ニシテ前項ニ掲グル十年ノ期間満了後一年以内ニ本条ニ定ムル廃棄ノ権利ヲ行使セザルモノハ更ニ五年間拘束ヲ受クベク又爾後各五年ノ期間満了毎ニ本条ニ定ムル条件ニ依リ本条約ヲ廃棄スルコトヲ得

第三十一条

国際労働事務局ノ理事会ハ本条約ノ効力発生ヨリ各五年ノ期間満了毎ニ本条約ノ施行ニ関スル報告ヲ総会ニ提出スベク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ関スル問題ヲ総会ノ会議事項ニ掲ゲベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第三十二条

1 総会ガ本条約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新条約ヲ採択スル場合ニハ締盟国ニ依リ新改正条約ノ批准ハ新改正条約ガ効力ヲ発生シタルトキ前記第三十条ノ規定ニ拘ラズ猶予ノ要件ヲ要セズシテ当然ニ本条約ノ廃棄ヲ生ゼシムベシ

2 新改正条約ノ効力発生ノ日ヨリ本条約ハ締盟国ニ依リ批准セラレ得ザルニ至ルベシ

3 尤モ本条約ハ之ヲ批准シタルモ改正条約ヲ批准セザル締盟国ニ対シテハ其ノ現在ノ形式及内容ニ於テ引続キ効力ヲ有スベシ

第三十三条

本条約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

出典 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/about/ilo.htm#ils>から抜粋・編集

【資料3】

カイロ宣言（1943年11月27日カイロにおいて署名）

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣は各自の軍事顧問及外交顧問と共に北「アフリカ」に於て会議を終了し左の一般的声明を發せられたり

各軍事使節は日本国に対する将来の軍事行動を協定せり

三大同盟国は、海路、陸路及空路に依り其の野蛮なる敵国に対し仮借なき弾圧を加ふるの決意を表明せり 右弾圧は既に増大しつつあり

三大同盟国は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり 右同盟国は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず

又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟国の目的は日本国より1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

前記三大国は朝鮮の人民の奴隸状態に留意し臆て朝鮮を自由且独立のものたらしむるの決意を有す

右の目的を以て右三同盟国は同盟諸国中日本国と交戦中なる諸国と協調し日本国の無条件降伏を齎すに必要な重大且長期の行動を続行すべし

<https://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou06.pdf>

2025年3月30日閲覧。

【資料4】

声明 戦争と植民地支配で傷つけられた人間の尊厳の回復を求めて～戦後80年・日韓基本条約締結から60年を迎えて～

アジア・太平洋戦争が終わり今年で80年を迎えます。

日本は柳条湖事件（1931年）以降、中国侵略からアジア・太平洋地域へと戦争を拡大し、その結果、中国で1000万人以上、インドネシア、ベトナム、インド、フィリピン、朝鮮等アジア・太平洋諸国では併せて約900万人以上といわれるほど多くの人々を犠牲にしました。他方、大規模空襲、沖縄戦、広島・長崎の原爆投下を受け、国内外で日本人も310万人（軍人・軍属230万人、民間人80万人）が亡くなりました。「帝国国防方針」で「国家戦略」を「満州、大韓帝国に扶植した利権と東南アジア・中国に拡張しつつある民力の発展の擁護・拡張」と定め、日清・日露戦争からアジア・太平洋戦争へと戦争を重ねてきたことが、このような惨禍を招きました。このことは、「日本を守る」と言いつつ軍備を増強し軍需産業を進展させることが、悲惨な結果を生むことを私たちに示しているのではないのでしょうか。

今年は日韓基本条約締結（1965年）から60年を迎えます。

日本は、1910年韓国併合条約により朝鮮を植民地とし、日本の統治下に置きました。そこでは、行政・立法などを分離せず、朝鮮総督府が軍隊や警察を使って統治するという専制政治を行いました。その下で、土地や米などの生産物を奪い、朝鮮人が自決権に基づき独立を求めることを抑圧し、日本への同化を強制しつつ、参政権をはじめとする政治的な権利を十分に与えないなどあらゆる分野で朝鮮人を差別しました。戦時中には、「総力

戦」遂行のため、「帝国臣民」として戦争に動員しました。日本の朝鮮に対する植民地支配は、朝鮮の人々の尊厳を傷つけたのです。

植民地支配を受けた朝鮮の人々の尊厳が傷つけられたことは、重大な人権侵害です。本来、日本は終戦後に朝鮮の人々の尊厳を回復すべきでした。ところが、1965年の日韓基本条約は、韓国併合条約がもはや無効である」と確認したにとどまりました。日本は植民地支配の不法を認めず、反省、謝罪も表明しませんでした。また、同条約では、韓国政府を朝鮮半島の「唯一の合法政府」と規定し南北分断に加担することになりました。その後も、朝鮮の人々の尊厳の回復や差別意識の払拭が十分にされずにその影響が今日にまで及び、新たな差別が生じています。また、日本はいまだに朝鮮民主主義人民共和国とは国交を結んでいません。これらの事実は、日本が朝鮮植民地支配の過去に向き合わず、それを克服できていないことを示しているのではないのでしょうか。

戦争及び植民地支配で生じた人権問題の象徴のひとつが朝鮮人の強制連行・強制労働です。

日本の植民地支配の下、朝鮮の人々は、甘言で釣られたり騙されたりして、自分の意に反して日本企業へ連行され（強制連行）、厳しい監視の下、長時間働かされ（強制労働）、命を失う者もありました。朝鮮の人々は、奴隷のように扱われ、生命、自由及び幸福追求や、民族としての権利が侵され、人間の尊厳が奪われるという重大な人権侵害を受けました。それに対して日本企業は人権を回復すべき責任を負います。

また、強制連行・強制労働は、戦争による軍需産業での人手不足を補うために日本政府が立てた労務動員計画及び国家総動員法・国民徴用令など

に抛り行われたのですから、当然日本政府に責任があります。人権を尊重し擁護すべき責任を負う日本政府は、自ら人権を回復するとともに、日本企業に対して、人権回復を働きかけるべきです。

日本政府や日本企業は人権回復のため何をすべきでしょうか。

日本政府及び日本企業が責任を果たすためには、被害者の要求に誠実に向き合うことが大切です。

被害者らは、人権侵害の事実と責任を認め、謝罪し、謝罪の証として賠償し、再発防止のため必要な措置を求めています。それを実現するために、日韓両国の裁判所に対し、日本企業を被告として、不法行為に基づく損害賠償の訴えを提訴した被害者もいました。裁判は今も続き、たたかいは親から子へと引き継がれています。

この訴えに対し、韓国の裁判所は、強制連行・強制労働の事実を認めて違法と判断し、日本企業に対して賠償金の支払いを命じました。ところが、日本企業は賠償金の支払いを拒否しています。このような対応は、法の支配の理念や、企業は人権尊重を確保すべきであるという国連の「ビジネスと人権の指導原則」に反しているのではないのでしょうか。

他方、日本の裁判所は、日韓請求権協定により、「裁判上訴求する権能」（裁判所に訴えを求める権能）を失うと判断し、被害者の請求を棄却しました。しかしここで注目すべきは、日本の裁判所も、日本企業の人権侵害行為といえる事実と責任の発生を認めたことです。人権尊重を確保すべき責任を負う日本企業は、日韓両国の裁判所がともに認めた人権侵害行為の事実と責任を自ら認めて、自発的にその責任を果たすことが求められてい

ます。

この点、中国人の強制連行・強制労働事件について、日本の最高裁判所は、裁判上請求できないが請求権は消滅していないとし、自主的に企業が問題を解決するよう附言しました。日本企業はこれを受けて、被害者との和解に基づき加害事実を認め、謝罪し、謝罪の証として償い金を支払い、記憶継承に必要な措置を行い、侵害された被害者の人権回復を図りました。これは一つの解決方法として参考になるのではないのでしょうか。

なお、韓国国内では、強制連行・強制労働の被害者らに対して財団から金員が支払われていますが、それが支払いを拒絶している日本企業の賠償金支払債務への充当といえるのか疑問です。

平和を守り人権が尊重される社会を築くために今何が求められているのでしょうか

今日、朝鮮人の強制連行・強制労働（徴用工）問題は、日韓の国家間の問題とされています。しかし、この問題の本質は、一人ひとりの人間（個人）の尊厳を回復するという人権問題であり、戦争準備・遂行の過程で生じた平和に関わる問題でもあります。この平和と人権に関わる強制連行・強制労働問題に対して、80年以上の長きにわたり、日本政府や日本企業が、被害者に対して人権侵害の事実と責任を認めておらず、謝罪や賠償をしていないことは極めて深刻です。

「台湾有事」「北朝鮮脅威」などが煽られて軍備が増強され、今も朝鮮人などへの差別的言動、ヘイトスピーチがあとを絶ちません。ふたたび過ちを繰り返さないためにも、先の戦争及び植民地支配下での人権侵害、とり

わけ強制連行・強制労働問題に誠実に向き合い、傷つけられた人間の尊厳などの回復を通して国境を越えて市民間の信頼関係を構築することが求められているのではないのでしょうか。

私たちは、平和が守られ、人間の尊厳や人権が尊重される社会を築くために、戦後80年以上もの長きにわたり問われ続けている朝鮮人の強制連行・強制労働問題の解決をめざします。

2025年3月13日

〈声明呼びかけ人〉

青波 杏（小説家）、足立修一（弁護士）、阿部浩己（明治学院大学教授）、
殷 勇基（弁護士）、鶴飼 哲（一橋大学名誉教授）、内田雅敏（弁護士）、
太田 修（同志社大学教授）、大森典子（弁護士）、岡 真理（京都大学名
誉教授）、勝村 誠（ウトロ平和祈念館館長）、加藤直樹（ノンフィクショ
ン作家）、川上詩朗（弁護士）、在間秀和（弁護士）、申 恵丰（青学院
大学教授）、高橋哲哉（東京大学名誉教授）、高村 薫（小説家）、張 界
満（弁護士）、崔 善愛（ピアニスト・『週刊金曜日』編集委員）、外村
大（東京大学教授）、中沢けい（小説家・法政大学教授）、中村一成
（ジャーナリスト）、平岡 敬（元広島市長）、吉澤文寿（新潟国際情報大
学教授）

レイバーネット

<http://www.labornetjp.org/news/2025/0326seimei>

2025年4月6日閲覧。